

報道関係者 各位

平成27年1月29日

**【照会先】**

年金局事業管理課

課長補佐 仲澤 操 (内線 3661)

主査 菊地英明 (内線 3664)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2811

## 年金の第3号被保険者の記録に「不整合」があるときの 特定保険料の納付申込が2月1日から始まります

本年2月1日より、年金の「不整合期間」がある方について、特例追納の申込みが始まります。特例追納の保険料納付は、本年4月1日から3年間の時限措置となっていますので、忘れずにお手続きをお願いします。

申込みいただいた方に4月上旬から納付書を送付します。

○この制度は、実態は国民年金の第1号被保険者であったにもかかわらず届出をしていなかったために、第3号被保険者から第1号被保険者になるための切り替え手続きが2年以上遅れ、その分の保険料が納付できなくなったことにより、年金受給資格を失ったり、年金額が減ったりするおそれのある方のための特例措置です。「不整合期間」を有している方でも、所定の手続きをすれば年金の「受給資格期間」に算入できます。

○「不整合期間」とは、国民年金の記録において、実態は第1号被保険者であったにもかかわらず、記録上は第3号被保険者のままとなっている期間を言います。

○この不整合期間を有する方は、「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」(特定期間該当届)を提出していただくことが必要です。この特定期間該当届を提出いただいた場合は、不整合期間を年金の受給資格期間に算入することとなります。

(注) この期間は「年金の受給資格期間として算入される期間(いわゆる、カラ期間)」として扱われるものの、保険料が納付されていないため、支給される年金額には反映されません。

○さらに、不整合期間分の保険料を納めて年金額を増やしたい場合は、お申込みをしていただくことによって最大10年分の保険料を納付し直すこと(特例追納)ができます(平成30年3月31日までの時限措置)。

○この制度のご利用に当たり、分からないことなどがあれば、最寄りの年金事務所などにご相談ください。

## 【参考】

### 1 特例追納のご案内

日本年金機構では、不整合期間が把握できた方に対し、本年2月中旬より、順次お知らせを送付することとしております。

### 2 年金額の改定・支払に関する留意点

老齢基礎年金の受給権者が特定保険料の納付を行ったときは、原則として、納付が行われた日の属する月の翌月から年金額が改定されることとなります。なお、お申し込みの際には以下の留意点があります。

① 改正法の施行日（平成25年7月1日）以後に不整合記録の訂正がなされたことにより時効消滅不整合期間を有することになった方で、同日において、当該時効消滅不整合期間を保険料納付済期間として老齢給付を受給している方（以下、これらの方を「特定受給者」と呼びます）については、平成30年3月31日までの間、時効消滅不整合期間を保険料納付済期間とみなすことになっており、不整合記録の訂正がなされる前と同等の年金額が支給されることとされています。

また、平成30年4月以降の特定受給者に支給する老齢基礎年金の額は、特例として、従前の年金額の9割が保障されるため、特例追納した後の訂正後の年金額が減額下限額に満たないときは、特例追納しても年金額に反映しないこととなります。

② 改正法の施行日（平成25年7月1日）前に不整合記録が訂正され、施行日において、正しい年金額で年金を受けている方が、特例追納した場合は、年金額は特例追納の翌月から改定されます。

ただし、改正法附則第100条の規定に基づき、平成28年2月末日までに特例追納した場合の老齢基礎年金の増額分は、平成28年5月の支払い時にまとめてお支払いする取り扱いとなります。

別添1 . . . . . 特例追納についての広報用チラシ

別添2 . . . . . 本年2月中旬以降送付予定の特例追納のお知らせ

別添3 . . . . . 特例追納の申込書とその記入例

別添4 . . . . . 特定期間該当届とその記入例

# 専業主婦(主夫)の年金に新たな手続きが始まります！ (特定期間該当届・特例追納のご案内)

国民年金の切替（3号から1号へ）が**2年以上遅れたことがある方へ**

- 「特定期間該当届」の手続きをすることにより  
年金を受け取れない事態を防止できる場合があります。

さらに、「特定期間該当届」の手続きをした期間は保険料を納付することができます（「特例追納」といいます）。

- この「特例追納」をすることにより、年金額が増やせます。

（特例追納ができる期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までです）

※すでに年金を受けている方については、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。

## 次のケースに心当たりはありませんか。

### ①ケース1

サラリーマンの夫が

- ・退職した
- ・脱サラして自営業を始めた
- ・65歳を超えた
- ・亡くなった

サラリーマンの夫と離婚した

### ②ケース2

妻自身の年収が増えて  
夫の健康保険証の  
被扶養者から外れた

※妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同じです。

この時に切替が遅れると未納期間が発生します

## 心当たりのある方は ぜひお問い合わせください

お問い合わせは、  
最寄りの年金事務所、または『国民年金保険料専用ダイヤル』へ



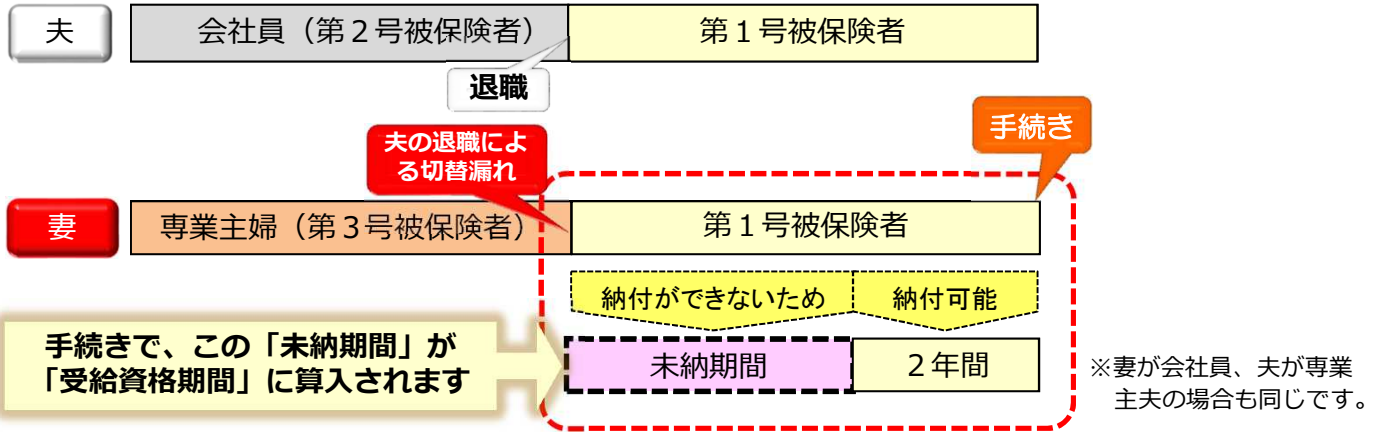
**0570-011-050**

※050から始まる電話でおかけになる場合は 03-6731-2015にお電話ください。  
※お問い合わせの際は、年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

## お手続きいただきたい方

### ☞ 切替の手続きが遅れたことにより、未納期間が生じてしまった方

夫が退職した場合や、妻自身の年収が増えたときなどは、3号被保険者から1号被保険者への切替の手続きが必要となります。この切替手続きが遅れ、2年以上前の期間について保険料を納付することができず、「未納期間」が発生してしまった方が対象となります。



## お手続きのメリット！

### ☞ メリット1 年金を受け取れない事態を防止できる場合があります ➡ 特定期間化

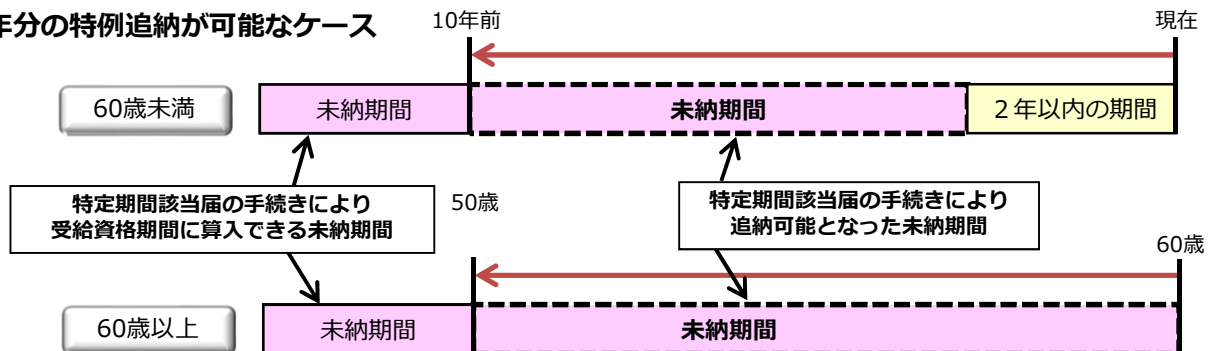
「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」の手続きをすることで、この「未納期間」について「受給資格期間」に算入することができ、老齢基礎年金、または万一の際の障害・遺族基礎年金を受け取れない事態を防止できる場合があります。（ただし、年金額には反映されません）

### ☞ メリット2 保険料を追納することで、年金額を増やすことができます ➡ 特例追納

特定期間化された期間については、「特定保険料納付申込書」の手続きをすることで、最大10年分保険料を納めることができ、年金額を増やすことができます。（ただし、特例追納ができる期間は平成27年4月1日から平成30年3月31日までです）

※ご注意 すでに年金を受けている方については、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。

#### ○ 最大10年分の特例追納が可能なケース



### ☞ 追納する場合の保険料額(平成27年度における保険料額です)

平成16年度以前	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
15,430円	14,880円	14,930円	14,960円	15,090円	15,160円	15,430円	15,220円	15,070円	15,040円

※ 現在、10年以内の未納期間を追納することができる後納制度があります。後納制度が利用できる期間は、後納制度を優先して利用していただくこととなります。

● 詳しくは年金事務所、または「国民年金保険料専用ダイヤル」にお問い合わせください。

## 大切なお知らせ

平成27年〇月〇日

日本年金機構理事長

〒

杉並区高井戸西3-5-24  
高井戸マンション  
101号室

年金 太郎 様



QR

## 【届出（申込書）提出先】

〇〇〇〇〇年金事務所 国民年金課□  
〒〇〇〇-〇〇〇〇□  
〇〇市〇〇町〇〇〇-〇〇〇□  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇□  
電話〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇□

## 「特例追納」制度開始のお知らせ

国民年金の「第3号被保険者期間」から「第1号被保険者期間」への切替手続きが遅れたことにより、2年より前の国民年金保険料が時効で納めることができなかった「未納期間」がある方については、**手続きを行うことによって、無年金や年金の減額を防げる場合があります。（特定期間化）**

なお、この特定期間とされた期間は、老齢年金および万一の時の障害・遺族基礎年金の受給権確保につながりますが、老齢年金の年金額には反映しません。

この度、平成30年3月31日までの時限措置で、最大10年分の保険料を納付することにより、**年金額を増やすことができる「特例追納」制度が施行されました。**

受給権や年金額の確保のため、「特例追納」制度を是非ご利用ください。

## &lt;手続きについて&gt;

## ① 「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」の提出

「未納期間」となっている期間を特定期間化するための届書です。

同封の「記入例」を参考に必要事項を記入し、上記の年金事務所へご提出ください。

この手続きをすることで、切替手続きが遅れたことにより納めることができなかった「未納期間」が特定期間となり、「受給資格期間」に算入できるようになります。

## ② 「国民年金後納・特定保険料納付申込書」の提出

①の提出により特定期間とされた期間について、国民年金保険料を納付するための申込書です。

同封の「記入例と注意事項」を参考に必要事項を記入し、上記の年金事務所へご提出ください。

（①と②は同時に提出することもできます）

特定期間とされた期間は年金額に反映されませんが、下記の期間の保険料を納めていただくことで、年金額を増やすことができます。（特例追納）

- 60歳未満の方 ⇒ 過去10年以内の期間
- 60歳以上の方 ⇒ 50歳以上60歳未満の期間

（※）老齢基礎年金の受給権者以外で過去10年以内に未納期間がある場合は、後納制度を利用することで納付が可能です。

裏面もご覧ください





# 記入例と注意事項

保険料の納付を希望される方は、必要事項を記入のうえ、  
申込書をお近くの年金事務所へ提出（郵送可）してください。

## 抜粋 「特例追納」制度開始のお知らせ

**1. 基本項目**

基礎年金番号	1 2 3 4 - 1 2 3 4 5 6	氏名	後納 花子
生年月日	昭和26年12月16日		

**2. 特定期間化が可能な期間**

特定期間申請可能期間
平成13年12月～平成15年4月
平成15年9月～平成18年4月
平成18年9月～平成18年9月

**3. 納付が可能な期間**

特例追納制度の利用可能期間	後納制度の利用可能期間
平成13年12月～平成15年4月	平成17年4月～平成18年4月
平成15年9月～平成17年3月	平成18年9月～平成18年9月
	平成19年10月～平成19年12月
	平成20年4月～平成20年11月

後納制度の利用可能期間の最も古い月から順に納付を希望される期間を記入してください。

特例追納制度の利用可能期間の最も古い月から順に納付を希望される期間を記入してください。

### 【保険料納付申込書の記入方法】

・後納制度と特例追納制度(特定保険料)のそれぞれの欄に記入してください。

・最も古い期間から順に引き続く期間ごとに記入してください。

〈申込期間1から4に記入しきれない場合〉

⇒ 記入する前に申込書をコピーのうえ使用してください。

または 日本年金機構のホームページからダウンロードしてください。

または「国民年金保険料専用ダイヤル」もしくは「年金事務所」にご相談ください。

### 【注意事項】

・申込後、保険料を納付するために必要となる「納付書」を送付します。

・「納付書」に記載された「使用期限」までに納付する必要がありますので、「納付書」が届きましたら「使用期限」をご確認ください。

・使用期限が非常に短い場合がありますので、ご注意ください。

届書コード  
後納 6 2 5 届書  
特例追納 6 3 0

国民年金 後納 納付 保険料納付申込書

① 基礎年金番号 ② 生年月日

1 2 3 4 1 2 3 4 5 6 5.昭和 7.平成 2 6 1 2 1 6 送信

申込期間内該当する項目がある場合は、「○」を記入してください。

後納制度の申込期間		納付方法	
③ 申込期間1	1 7 0 4 ~ 1 8 0 4	0.一括	3.3か月ずつ
		1.1か月ずつ	4.4か月ずつ
		2.2か月ずつ	6.6か月ずつ
④ 申込期間2	1 8 0 9 ~ 1 8 0 9	0.一括	3.3か月ずつ
		1.1か月ずつ	4.4か月ずつ
		2.2か月ずつ	6.6か月ずつ
⑤ 申込期間3	1 9 1 0 ~ 1 9 1 2	0.一括	3.3か月ずつ
		1.1か月ずつ	4.4か月ずつ
		2.2か月ずつ	6.6か月ずつ
⑥ 申込期間4	2 0 0 4 ~ 2 0 1 1	0.一括	3.3か月ずつ
		1.1か月ずつ	4.4か月ずつ
		2.2か月ずつ	6.6か月ずつ

申込期間中に該当する項目がある場合は、「○」を記入してください。

<input type="checkbox"/>	海外居住期間がある
<input type="checkbox"/>	平成3年3月以前に学生であった
<input type="checkbox"/>	60歳前に老齢給付を受けられた

希望される納付方法を、選択してください。

特例追納制度(特定保険料)の納付申込期間		納付方法	
③ 申込期間1	1 3 1 2 ~ 1 5 0 4	0.一括	3.3か月ずつ
		1.1か月ずつ	4.4か月ずつ
		2.2か月ずつ	6.6か月ずつ
④ 申込期間2	1 5 0 9 ~ 1 7 0 3	0.一括	3.3か月ずつ
		1.1か月ずつ	4.4か月ずつ
		2.2か月ずつ	6.6か月ずつ
⑤ 申込期間3		0.一括	3.3か月ずつ
		1.1か月ずつ	4.4か月ずつ
		2.2か月ずつ	6.6か月ずつ
⑥ 申込期間4		0.一括	3.3か月ずつ
		1.1か月ずつ	4.4か月ずつ
		2.2か月ずつ	6.6か月ずつ

上記のとおり申し込みます。なお、後納の申込をした期間について、期限経過により後納できない期間があった場合は、特定保険料の納付申込みとしてください。

日本年金機構理事長 殿 平成27年4月10日

住所 東京都杉並区高井戸西3-5-24  
コーボ高井戸207号室  
氏名 後納 花子  
連絡先電話番号 090(0123)4567

上記の本枠内のみ記入してください。

**【記入方法】**  
・自署の場合は押印不要です。  
・申し込み内容について確認させていただく場合がありますので、連絡が取れる電話番号を記入してください。

**\* 記入方法及び提出先などのお問い合わせは、  
「国民年金保険料専用ダイヤル」もしくは「お近くの年金事務所」  
で相談してください。**

国民年金保険料専用ダイヤル 0570-011-050  
050から始まる電話でおかけになる場合は 03-6731-2015に電話ください。

# 時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届

太枠内をご記入ください。

届書コード	届書
6 4 1	

① 基礎年金番号		② 生年月日		氏名		性別	
		5. 昭和 7. 平成	年	月	日	(フリガナ)	1. 男 2. 女
郵便番号		住所コード		住所			
			(フリガナ)				

時効消滅不整合期間(特定期間)										
自 ~ 至										
③時効消滅期間1	5. 昭和 7. 平成	年	月	~	5. 昭和 7. 平成	年	月	5. 昭和 7. 平成	年	月
④時効消滅期間2	5. 昭和 7. 平成	年	月	~	5. 昭和 7. 平成	年	月	5. 昭和 7. 平成	年	月
⑤時効消滅期間3	5. 昭和 7. 平成	年	月	~	5. 昭和 7. 平成	年	月	5. 昭和 7. 平成	年	月

○ 左記の期間に以下の期間が含まれている場合は○を記入してください。

海外在住期間	<input type="checkbox"/>
平成3年3月以前に学生であった期間	<input type="checkbox"/>
60歳前に老齢給付を受けるところができた期間	<input type="checkbox"/>

※ 老齢基礎年金等の老齢給付を受けることができる場合は下記もご記入ください。

年金証書の年金コード	年金証書の記号番号等(共済組合)

上記のとおり届出します。	平成	年	月	日
年金事務所長 殿	(届出者住所)			
	(届出者氏名)			
	(電話番号)	-	-	-
	印			

⑧ 受付年月日			
7. 平成	年	月	日
送信			

受付印

- 裏面の記載事項をお読みいただいたうえで届出してください。
- (届出者住所)欄は、届出者が被保険者本人の場合は、省略できます。
- (届出者氏名)欄にご本人が自ら署名される場合には、押印は不要です。
- 内容について確認させていただく場合がありますので、(電話番号)欄には連絡が取れる電話番号を記入してください。

**【届出について】**

- 実態として国民年金の第1号被保険者であるにもかかわらず、第3号被保険者のまま管理されている年金記録を「3号不整合記録」といいます。このうち、3号不整合記録を訂正した時点において、保険料を徴収する期限(2年)が経過した期間を「時効消滅不整合期間」といいます。
- この届出によって、時効消滅不整合期間は「特定期間」となり、老齢年金、障害年金および遺族年金の受給要件を判定するにあたり、受給資格期間に算入されず。
  - ※ 老齢年金の場合は、年金額には反映されません。
  - ※ 障害年金および遺族年金については、原則として、「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」を届出日以後に障害となった場合または死亡した場合同時に限り、受給資格期間に算入されます。
- 「特定期間」の対象となる期間は昭和61年4月から平成25年6月までの期間となります。
- この届書を提出した後に、別の時効消滅不整合期間が判明した場合は、改めて、その都度届出してください。

**【記入上の注意】**

- 時効消滅不整合期間について、すべて記入してください。
- 届出にあたって、時効消滅不整合期間にもれがあったり届出が遅れた場合は、年金を受け取る時期が遅くなったり受け取れない場合がありますので、時効消滅不整合期間はもれなく記入してください。

**【添付書類】**

- この届出には、次の書類を添付してください。
  - ・ 国民年金手帳や、その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
  - ・ 老齢年金を受給している場合は、老齢年金の裁定または支給決定を受けたことを明らかにすることができる書類  
(例：年金証書など)

